

第 15 回小委員会 主なご意見

1. 日時

平成 26 年 7 月 28 日（月） 17:00 ～ 19:00

2. 場所

中央合同庁舎 2 号館 共用会議室 2 A、2 B

3. 出席委員

福岡委員長、沖委員、岸委員、木本委員、小池委員、重川委員、関根委員、多々納委員、中北委員、林委員、藤田委員、古米委員、間瀬委員

4. 議事

(1) 水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について

①最近の都市を巡る動きについて

②今後さらに取り組むべき適応策（まち・地域レベル）について

(2) その他

5. 主なご意見

(1) 水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について

- 海面上昇量の評価については、IPCC のようなグローバルな海面上昇と、気象庁の日本近海の海面上昇があり、多元的に評価する必要がある。
- 農業等の従事者が農村部に居住するだけでなく、都市に居住して農地に通う農家の事例もある。
- 居住誘導区域には、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域、津波防災特別警戒区域などを含まないようにするとあるが、そのほかの頻度の比較的高い内水も含めた洪水をどう扱うのかについても検討してはどうか。また、区域だけでなく用途での取り扱いについても検討してはどうか。
- 水害の軽減も含めて誘導は効果的であるが、土地に対する執着が強いので、簡単ではないと感じている。
- 逆線引きを進めることは非常に難しいが、ぜひ逆線引きが進むような誘導方策を推進してほしい。
- 1000ha 程度ではなく、数十 ha 程度の小流域における局所的な水害や土砂災害についてのリスクを評価することが、住宅等の移転等に効果があると考える。
- 危険な地域から安全な地域への誘導が進むよう、リスク評価の結果を提示す

るとともに、誘導を促す様々なインセンティブを付与できるような方策を考えるべき。

- 居住誘導区域外の住宅跡地の管理・活用の方策の一つとして、遊水地など水をためる施設にすることや積極的に浸透させるようにすることも考えられる。また、都市河川は少し川幅を広げると流下能力が向上するので、コンパクトシティの取組みと連携できればよい。
- まち・地域レベルでの取り組みの方法については概ね良いと思う。居住誘導区域等の集約先に誘導するメニューはあるが、集約もとになる方の区域に対するメニューはほとんどなく、災害リスク評価の結果の提示は最有力のメニューの一つと言え、施設管理者とまち・地域づくりの担当部局はしっかり連携をしてほしい。
- 住民、まち・地域づくりの担当部局等が災害リスクを踏まえて住まい方等を検討できるよう、浸水深だけでなく、人命や資産への影響の度合いや、復旧に係る手間などについても示すべき。
- リスク評価に関しては、多くの労力が必要となるので、国においては特に中小の市町村に対して必要な支援をすることが望まれる。
- 水害リスクのある地域では、歴史的に育まれてきた水防文化やまちづくりがあるので、まちづくりとの連携でそういったものを後世に継承することが重要である。
- 例えばカーナビゲーションを利用して道路冠水箇所等をリアルタイムで提示するなど、ICTを活用した災害情報の提供に努めるべき。
- リスク評価に当たっては、現状だけでなく対策後のものを示すべき。また、避難の検討に当たっては、まちづくりレベルではなく、居住先レベルでのきめ細やかな地図が必要であり、内水ハザードマップもしっかり示していくべき。
- まちづくりは都市計画税等の公費でやっていることを踏まえ、浸水しやすい状況となったのは建築物や駐車場の整備に伴い雨が浸透しなくなったことが要因であり、そういった行為に対して課金し、対策を進めるといった費用負担の考え方もあり得るのではないか。
- 前面で氾濫し、背後は土石流というような災害事例もあり、斜面災害と洪水というのは一体として考える必要がある。
- L1より低いものについてはじわじわ増えてくることから、L1より低いリターン期間での評価は非常に重要である。また、リターン期間の短いもののほうが、精度高く将来の変化を予測できることから、そういったものもうまく活用してほしい。
- 特にゲリラ豪雨に対しては、雨水貯留、各戸貯留で初期の流出をカットする

と下水道への負荷が劇的に変わることから、個々の建築物等から下水道への流出量をどう抑制するかということについて引き続き検討すべき。

- 高潮や出水については、津波より精度よくリスク評価が可能であり、新規の開発抑制や構造規制ではなく、もう少し緩やかな形で、個人の努力でそこに住まい続けられるような指針の方向性を示すことが出来るのではないか。
- 今後、都市マスとともに立地適正計画を都市計画部局が作成することになると思うが、これらを検討するにあたり、土木や河川の部局が一緒に入って作っているところはあまりないため、特に市町村に対して指針を示して支援していく必要がある。
- 資料4について、「流域全体でリスクを軽減」というよりも「流域全体を見て、コンパクトシティとの連携を考えてリスクを軽減する」旨の説明の方が良いのではないか。
- 特定都市河川浸水被害対策法について、都市、河川、下水が連携して取り組むことになっているが、十分に機能していないのではないか。新規開発が減っており、既成市街地に如何に適用するかについて検討すべき。
- リスク評価に当たっては、浸水深や浸水頻度だけでなく、氾濫流の流速についても検討すべき。
- 一つの河川からのリスクだけでなく、別の河川や海岸からのリスクについてもあわせて適応策を議論すべき。
- 特定都市河川浸水被害対策法では、底地が民有地の調整池が埋め立てられることを止められない一方、河川予算で調整池が作れることになっており、都市部局と連携して実際に整備してほしい。
- 土砂災害については、斜面の角度だけでなく土質や植生が重要である。
- ハザードマップを見てリスクの高い地域から出ていく人がおり、地域が空洞化している。例えば建替え等の際に3階建てにするための補助金や税制優遇があれば効果がある。
- リスクに関する責任者が明確ではないので、わかりにくいのではないか。
- 居住誘導区域等を設定し、見直しを図るようだが、民間は将来のことがわかぬらいと投資を控える恐れがあるので、長期的な方針も定めてはどうか。
- 河川と下水道の連携に当たっては、量だけでなく、CSO（合流式下水道越流量）が軽減し、海域への汚濁負荷が減ることも視野に入れて取り組むべき。
- 洪水、高潮による氾濫で生じる被害を軽減するために、有史以来営々と築かれてきた治水秩序が急激に変化せず、所定の効果を発揮できるように流域における地形（自然堤防等）や歴史的な治水施設（盛土構造物等）の保全等に積極的に努めるべき。
- 人口減少時代になり土地利用のあり方を見直す時期にきていることを強く述

べるべき。見直しについては、国土交通省だけで出来るものではなく、地域住民など様々な関係者の参画が不可欠であり、その際にはリスクの見える化が必要である。

- リスクの見える化に当たっては、ウェブGISの活用を推進するとともに、危険の度合いを示す色遣いについては、1年以内に発行するISO-22324 (Colour-coded alert) を活用して検討すべき。
- 河川管理者はリスクを開示するが、それを踏まえた対策は他者が行うとだけある。連携がうまく進むよう、例えば病院であれば10年に1度程度の氾濫ではつかないようにしましょうなどを示すようなガイドライン等を示すべきではないか。また、そういったものがないと市町村の担当者は、開発圧力があつた場合、それを許可しない理由がなく、法がうまく運用されないことになると思う。
- リスク評価を行うにあたっては、堤防の破堤リスクについても考慮できるよう、検討を進めるべき。
- コンパクトシティを進めるに当たり、水災害のリスクに対してまちづくりにおいて何が出来るのか、都市と河川は連携して検討してほしい。